

第23回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成28年5月24日(火) 午後2時00分
閉 会 平成28年5月24日(火) 午後2時32分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 11番 高野昌典 委員
12番 高野祐一 委員
5番 石阪脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| | 2番 須山卓知 委員 |
| 3番 高野茂久 委員 | 4番 加藤雅大 委員 |
| 5番 石阪脩 委員 | 6番 市川禎明 委員 |
| 7番 菊池伸明 委員 | 8番 川辺初太郎 委員 |
| 9番 松村良夫 委員 | 10番 河内邦男 委員 |
| 11番 高野昌典 委員 | 12番 高野祐一 委員 |
| 13番 高木好文 委員 | 14番 都築一 委員 |
| 15番 鹿島一夫 委員 | 16番 住崎岩衛 委員 |
| 17番 澤井泰造 委員 | 18番 田中繁 委員 |
| 19番 横田実 委員 | 20番 朝倉泰則 委員 |

4 欠席委員

- 1番 市川耕作 委員

5 議 長

- 5番 石阪脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

石川裕三局長 加藤泰幸主査 高田量範事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
（農地法第5条関係）
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 優秀農業経営者等の推薦について
 - (2) 5月度活動報告について
 - (3) 次回以降の開催日
 - (4) その他

午後2時00分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から第23回府中市農業委員会総会を開会いたします。

急に暑くなりましたので、熱中症にならないように、皆さん気をつけていただきたいと思います。

○議長（石阪委員） 本日は、1番市川耕作委員さんは欠席となっております。

出席者の人数は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は11番高野昌典委員さん、12番高野祐一委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、八幡町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、632平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年4月28日、転用の目的は賃貸住宅5棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、こちらは、長年、大根や長ねぎ等いろいろな作物を作っている畑で、なくなるのは残念でございますが、問題はございませんので異議ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

は、田中委員さんをお願いしておりますが、この2件については、平成27年12月に建売住宅6棟の転用届が出され、譲り受けた業者が、営業展開をしていく中で、購入希望者が工務店を自ら選定したいとの強い希望があり、再転用となったものです。

第5項、譲り受け人は、西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は、三鷹市下連雀〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、294平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年5月12日、転用の目的は建売住宅3棟となっております。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、現地は相続による売却で、今、埋立て等開発中です。特に問題はございません。

○議長（石阪委員） はい、第2項は私の担当ですが、現地確認の結果、問題はありませんでした。第3項第4項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） はい、この2件については事務局の説明にもありましたが、第19回農業委員会総会で建売住宅への転用の報告があった場所ですが、土地分譲に変わったことで、再度の転用届出が出たと理解しています。現況は切土があって、ブロック塀ができていますが、その状態では地目が変更できず、所有権移転ができないので、再度の届出となったもので、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第5項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、16日に現地を確認しております。現状は半分くらいに、じゃがいも、キャベツ、レタス等栽培されています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。（異議なしの声）

はい、ご質問等ないようですので、第1項から第5項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から第1項第2項を続けて説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、白糸台○の○○の○○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○、特例適用農地は、押立町○の○○の○から○、○○の○から○の合計8筆、田と畑を合わせて4,166平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、南町○の○○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○、2ページに移りまして、特例適用農地は、○の○○の○から○○の合計11筆、田、2,200平方メートル。

3ページから5ページは○○氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は鹿島委員さんをお願いしております。

7ページから9ページは○○氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、5月19日に現地の確認をしてまいりました。北側の農地は野菜等が作られ、きれいに管理されておりました。南側は、ビニールハウスが建っていて、中では小松菜が栽培されておりました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野祐一委員） はい、現地の確認をいたしました。非常にきれいに耕運されておりました問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。第1項と第2項第3項の2回に分けて審議をしたいと思ひます。

はじめに、第1項ですが、○○委員さんが関係人となりますので、少しの間、席を外していただきたいと思います。（○○委員退席）

それでは、第1項の説明を事務局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成25年3月25日から平成28年5月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○，○，○の合計3筆、畑、1，514平方メートル。

2ページから4ページは、○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

5ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、5月20日に現地確認してきました。立派な馬鈴薯が栽培されておりまして、良く管理されていまして、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第1項は証明することといたします。

○○委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。（○○委員着席）

○○委員さん、お疲れさまでした。第1項については証明することになりましたので、お伝えします。

次に、第2項、第3項を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、それでは、第4号議題、第2項から説明いたします。第2項、次の者が平成25年6月11日から平成28年5月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○、土地の所在は、住吉町○の○の○，○，○○，○○，○○，○○の合計6筆、畑、455.08平方メートル。

第3項、次の者が平成25年3月21日から平成28年5月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○○、○○○○、土地の所在は、押立町○の○の○から○，○○から○○、若松町○の○○の○から○の合計11筆、田と畑を合わせて3，275.60平方メートル。

6 ページに移りまして、6 ページから8 ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

9 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしております。なお、当該地は2 人の共有地で、1 人は、前回引き続き農業経営を行っている旨の証明を行った〇〇〇〇氏で、持分2 分の1 の証明を行っています。今回は、〇氏の持分2 分の1 の証明申請となります。

10 ページから13 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜、椎茸を生産しています。

14、15 ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんをお願いしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第2 項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、5 月18 日に現地の確認をしました。事務局説明の通り、前回証明した〇〇〇〇さんとの共有となりますので、状況は同じで、じゃがいも、野菜等を栽培しておりまして、管理も良くされておりました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3 項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、14 ページの押立のところは、なすが植えてありました。15 ページの若松町は大型ハウス2 棟、中型ハウスが5 棟建っていまして、大型ハウス1 棟にはきゅうりが、大型ハウス1 棟と中型ハウスが5 棟には生椎茸が栽培されており、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第2 項第3 項については、証明することといたします。

それでは、次に、7 「その他」に入ります。（1）「優秀農業経営者等の推薦について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、優秀農業経営者等の推薦についてをご説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー1 の1、優秀農業経営者等推薦関係資料をご覧ください。

裏面に記載しましたが、表彰に関する推薦基準や要綱については、1、2 ページが優秀農業経営者等褒賞対象者の推薦基準。3、4 ページが府中市農業委員会優秀農業者経営者等の褒賞及び推薦に関する要綱。5、6 ページが府中市優秀農業経営

者等に関する褒賞要綱。7ページが過去10年間に受賞された優秀農業経営者名簿。8ページが過去10年間に受賞された優秀女性農業従事者名簿になっております。

9から14ページが第56回企業的農業経営者顕彰要綱。15から18ページが第36回農業後継者顕彰要綱。19ページが農業功労者に対する感謝状細則。20ページが東京都農業会議関係受賞者、農業功労者感謝状名簿。21、22ページが北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定。23ページが北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰者名簿になっております。以上が、表彰に関する推薦基準や要綱等の資料になります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、優秀農業経営者等褒賞対象者の推薦ですが、府中市農業委員会が顕彰推薦を行う優秀農業経営者等の褒賞及び推薦に関する基準等を抜粋させていただいたものです。なお、推薦は農業委員さんにお願ひし、提出はお手元に配布させていただいております、平成28年度優秀農業経営者及び優秀女性農業従事者実績調書並びに新規就業者推薦概要書により平成28年6月10日金曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

表彰の分野ですが、(1) 優秀農業経営者は、府中市農業委員会と府中市に関する表彰で、アからカが基準となっております。(2) 優秀女性農業従事者も府中市農業委員会と府中市に関する表彰で、アからエが基準となっております。(3) 優秀生産出荷団体は、府中市農業委員会に関する表彰で、アからウが基準となっております。(4) 企業的農業経営顕彰者は、東京都農業会議に関する表彰で、アからウが基準となっております。(5) 農業後継者顕彰者は、東京都農業会議に関する表彰で、アからウが基準となっております。

2ページに移りまして、(6) 農業功労者に対する感謝状は、東京都農業会議に関する表彰で、アからウが基準となっております。(7) 優秀農業経営者は、北多摩地区農業委員会連合会に関する表彰で、アからウが基準となっております。(8) 新規就業者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団で、アからウが基準となっております。以上が8項目の表彰とそれぞれの基準となっております。

ちなみに7～8ページの名簿は、過去10年間に受賞された方ですので平成28年度の推薦者から省かれます。

資料ナンバー1の2は、優秀農業経営者等受賞者名簿で参考資料としてご活用ください。

これらの表彰に伴う日程は、優秀農業経営者、優秀女性農業従事者は、平成29

年2月14日火曜日、府中の森芸術劇場にて行う予定の府中市農業振興褒賞式典において授与される予定でございます。

企業的農業経営顕彰者、農業後継者顕彰者、農業功労感謝状は、平成29年3月2日木曜日、昭島市にて開催予定の第58回東京都農業委員・農業者大会において授与される予定でございます。

北多摩優秀農業経営者は、平成29年2月上旬に、東村山市にて開催予定の北多摩地区農業委員会連合会表彰式典において授与される予定でございます。

また、新規就業者の表彰は、平成28年11月20日、日曜日に予定されている府中市農業まつりにおいて執り行われます。

なお、推薦いただいた方々を、農業経営部会に所属されている委員さんに審査していただき、その後、総会にご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。1人でも多くの方の推薦をお願いいたします。以上で表彰に関する説明を終わらせていただきます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に（2）「5月度活動報告について」及び（3）の「次回以降の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、平成28年5月分の活動報告をさせていただきます。

資料ナンバー2をご覧ください。まず前回の農業委員会総会が4月28日に開催され農地法4条の届出1件、農地法5条の届出2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、生産緑地の主たる従事者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が11件、その他をご審議いただきました。また、同日は北多摩地区農業委員会連合会の理事会が東村山市役所で開催され、石坂会長と石川局長が出席しました。

5月に入りまして5月10日には府中市都市計画審議会が市役所北庁舎3階第1会議室で開催され、石坂会長と石川局長が出席しました。

5月16日には、東京都農業会議の臨時総会が中野サンプラザコスモホールで開催され、当日は平成28年度の歳入・歳出予算の補正等が審議され石坂会長と石川局長が出席しました。

5月17日には、農業簿記の講習会が、市役所西庁舎の会議室であり5名参加がございました。

最後になります。5月20日には、農業委員会会長職務代理者研究集会が中野サンプラザスカイホールで開催され、市川、川辺両委員さんと石川局長が出席いたしました。以上で、5月分の活動報告を終わらせていただきます。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが、次回6月は22日水曜日、午後2時から市役所北庁舎3階第2会議室で開催いたします。また、7月は26日火曜日を予定しています。なお、7月の総会終了後に親睦会の暑気払いを予定しておりますので、7月の総会開始時間を若干遅らせていただく予定です。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

よろしいですか。それでは、（6）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。（…）

ないようですので、事務局から何かありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、資料ナンバーはありませんが、平成28年度管外視察研修についてでございます。

日程でございますが、例年10月に実施していましたが、バスの費用等から7月の夏休み前に行いたいと存じます。日時は、7月14日木曜日から15日金曜とさせていただきます。また、13日水曜と14日ということも可能ですので、如何いたしましょうか。（委員に都合を聞くが、それぞれ数名の都合が悪い。）

それでは、最初の通り、14日、15日とさせていただきます。

詳細については、次回にご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

もう一点、平成27年に議会にお願いして、意見書の提出をしていただいた件でございます。

都市農地の保全と農業振興に関する意見書につきましては、お配りした資料の通り、各区市町議会で採択され、意見書の提出がなされたところでございます。これらの成果の一つとして都市農業基本法が4月22日に公布、施行されました。さらに都市農業基本計画が5月13日に閣議決定をされました。今後、これらを基に細かい法律が組み込まれてくることとなります。以上、現状報告でございます。

○議長（石坂委員） はい、他にございますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、お配りしている農業経営者セミナーのご案内でございます。お配りしてある案内をご覧ください。このセミナーは、東京都農業会議主催で、記載の通り開催されますが、参加者は農業委員会で取りまとめること

になっているので、参加を希望される方は、6月6日、月曜日までに私まで、連絡をくださるようお願いいたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、ここまでで、ご質問等ございますか。（…）

他にございますか。（…）

なければ、本日の議事はすべて終了となりますので、「第23回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時32分閉会